

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和5年12月18日(月)		開催場所	本庁舎 2階特別会議室		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時00分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	富田 優	出席	12	角谷 史織	出席
	2	小泉 孝行	出席	13	小川 忠男	出席
	3	小林 勝一	出席	14	清水 友清	出席
	4	長島 一博	出席	15	西形 知行	出席
	5	榎本 浩樹	出席	16	中山 幸光	出席
	6	関根 光一	出席	17	菅間 茂久	出席
	7	清水 孝洋	出席	18	石井 栄寿	出席
	8	井原 勇司	出席	19	本田 敏一	出席
	9	金子 達弥	出席	20	中村 隆治	出席
	10	横山 敏夫	出席	21	西澤 初男	出席
11	浅子 幹夫	出席				
事務局	事務局長	星野 公男	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	北村 経史	農地調整課主事	押野 岳大
	事務局次長	酒井 利和	農業振興課課長補佐兼農 業振興係長	桑原 和也		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	野口 剛誉		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主事	藤田 亮輔		
議案	議案第81号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第82号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第83号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第84号	農用地利用集積計画の決定について				
	議案第85号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第86号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第87号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第88号	道の駅整備事業に係る農地法の扱いについて（依頼）				
報告事項	・ 農地法第3条の3の規定による届出について					
	・ 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について					
	・ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について					
	・ 農地法第6条の2第1項の規定による報告（農地所有適格法人）について					
	・ 農地法第18条第6項の規定による解約通知について					
	・ 農地改良の届出（市街化調整区域）について					
	・ 買受適格証明願（市街化区域の農地転用）について					
	・ 2a未満農業用施設の届出について					

<p>1 開 会 西澤会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和5年12月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためにお願いしておりました「発言の際のマスク着用」については任意といたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、議事進行については引き続き議案説明を省略し、補足などがある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>尚、日頃からお願いしておりますが、説明における個人情報の取り扱いには十分注意していただくようお願いいたします。</p>
<p>2 会議成立の報告 西澤会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名全員出席です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p>
<p>3 署名委員の指名 西澤会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号17番 菅間 委員 議席番号18番 石井 委員 を指名します。よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。議案第81号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、植水地区、中村委員議案説明をお願いいたします。</p>
中村委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立植水中学校の南東600mに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は1.7kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ネギの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、春岡地区、長島委員議案説明をお願いいたします。</p>
長島委員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、大宮東警察署の北東300mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は10mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ネギ、ハクサイの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立野田小学校の南西800mに位置する、畑の広がる地域の現況畑です。 通作距離は2.6kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ハナミズキ、ドウダンツツジの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立芝原小学校の北東1kmに位置する、畑の広がる地域の畑です。 通作距離は6.2kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、モリンガの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号5番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
申請地は、クリーンセンター大崎の北西500mに位置する、畑の広がる地域の畑です。
通作距離は600mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、ブルーベリーの予定で問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号6番、新和地区、小泉委員議案説明をお願いいたします。

小泉委員

番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
申請地は、市立新和小学校の南900mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。
通作距離は50mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、ダイコン、ジャガイモの予定で問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号7番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。

富田委員

番号7番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
申請地は、市立城南小学校の東600mに位置する、住宅と農地の混在する地域の現況畑です。
通作距離は30mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、ジャガイモ、サトイモの予定で問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号8番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。

富田委員

番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
申請地は、市立和土小学校の北東1kmに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。
通作距離は30mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、コマツナ、サトイモの予定で問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号9番、柏崎地区、本田委員議案説明をお願いいたします。

<p>本田委員</p>	<p>番号9番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立柏崎小学校の南西600mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は20mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ネギ、ホウレンソウの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号10番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>中山委員</p>	<p>番号10番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立慈恩寺中学校の北900mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は200mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ミカン、ダイコンの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上、議案第81号、農地法第3条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p>
<p>各委員</p>	<p>議案第81号について、賛成の方の挙手を求めます。、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議長</p>	<p>総員賛成であります。議案第81号について、許可することと決定いたします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第82号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、三橋地区、清水友清委員議案説明をお願いいたします。</p>
清水友清委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、三橋総合公園の南西170mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は貸駐車場です。 申請理由は、既存の駐車場が手狭になることから、申請地を転用して駐車場を拡張したいためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、七里地区ですので、私から議案説明をいたします。</p> <p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、大宮東警察署の南東275mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的はフットサルコートです。 申請理由は、近隣の需要があり、コーチを務める職員も十分な実績があるのでフットサルコートを建設したいとのことです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p> <p>続きまして、番号3番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立片柳中学校の南東1.2kmに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は住宅敷地です。 申請理由は、申請地が線引き前より住宅敷地として利用されてきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>

<p>関根委員</p>	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立河合小学校の北西390mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>中山委員</p>	<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立慈恩寺中学校の東1.1kmに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は住宅敷地です。 申請理由は、申請地が線引き前より住宅敷地として利用されてきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 以上、議案第82号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第82号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各委員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議長</p>	<p>総員賛成でございます。 議案第82号について、許可することと決定いたします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第83号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、馬宮地区、金子委員議案説明をお願いいたします。</p>
金子委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立馬宮西小学校の南西370mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は社敷地です。 申請理由は、申請地が線引き前より社敷地として利用されてきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、馬宮地区、金子委員議案説明をお願いいたします。</p>
金子委員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、市立馬宮西小学校の南東780mに位置する農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、申請地は低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。作付け計画はタマネギ、枝豆、ニンニクです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。</p>
菅間委員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、北部配水場の南東310mに位置する農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、申請地は低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。作付け計画は稲です。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番は取り下げとなりましたので番号5番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。</p>

菅間委員

番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農振農用地です。
申請地は、北部配水場の北220mに位置する農振農用地です。
転用目的は農地改良です。
申請理由は、申請地は低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。作付け計画はジャガイモです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号6番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。

菅間委員

番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農振農用地です。
申請地は、北部配水場の北220mに位置する農振農用地です。
転用目的は農地改良です。
申請理由は、申請地は低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。作付け計画はジャガイモです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号7番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。

菅間委員

番号7番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農用地区域外です。
申請地は、埼玉運輸支局の南410m、埼玉運輸支局の南350m、市立指扇北小学校の東260mに位置し、いずれも道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は駐車場です。
申請理由は、事業拡大に伴い申請地を新たな駐車場にするためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号8番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。

小川委員

番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農用地区域外です。
申請地は、大宮聖苑の南西660mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は資材置場です。
申請理由は、市内での販路拡張に伴い擁壁材の集積場所として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号9番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。

小川委員

番号9番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農用地区域外です。
申請地は、市立片柳中学校の南東440mに位置農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は駐車場です。
申請理由は、事業拡大に伴い申請地を新たな駐車場にするためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号10番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。

小川委員

番号10番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農振農用地です。
申請地は、市立野田小学校の南西900mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は農地改良です。
申請理由は、申請地は低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。作付け計画はハクサイです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号11番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。

小川委員

番号11番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農振農用地です。
申請地は、市立野田小学校の南西900mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は農地改良です。
申請理由は、申請地は低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。作付け計画はネギです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号12番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。

小川委員	<p>番号12番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、さいたま市立病院の北東800mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、申請地は低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。作付け計画は並木、ネギです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号13番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号13番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、市立病院の北西800mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、申請地は低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。作付け計画はレッドロビンです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号14番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。</p>
清水孝洋委員	<p>番号14番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立大久保小学校の南西150mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は障がい者就労施設です。 申請理由は、障がい者雇用を促進するため、障がい者が就労可能な企業向け貸し農園を新たに開設するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号15番、土合地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。</p>
清水孝洋委員	<p>番号15番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立間田島中学校の北東400mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は資材置場及び駐車場です。 申請理由は、事業拡大に伴い申請地を新たな資材置場及び駐車場にするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号16番、尾間木地区、榎本委員議案説明をお願いいたします。</p>
榎本委員	<p>番号16番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、芝川第一調整池の南380mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は自己用住宅です。 申請理由は、現在、市内の共同住宅に居住しているが、手狭であることから、義母所有の土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号17番、大門地区、石井委員議案説明をお願いいたします。</p>
石井委員	<p>番号17番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、うらわフェニックス一般廃棄物最終処分場の東200mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は駐車場です。 申請理由は、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号18番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。</p>
浅子委員	<p>番号18番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立野田小学校の北東550mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的はグラウンドです。 申請理由は、現在、隣地で学校法人を営んでいるが、生徒数が増加し、グラウンドが手狭になっていることから、申請地を新たなグラウンドとして利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号19番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。</p>

浅子委員

番号19番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農用地区域外です。
申請地は、市立野田小学校の北東540mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的はグラウンドです。
申請理由は、現在、隣地で学校法人を営んでいるが、生徒数が増加し、グラウンドが手狭になっていることから、申請地を新たなグラウンドとして利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号20番、新和地区、小泉委員議案説明をお願いいたします。

小泉委員

番号20番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農用地区域外です。
申請地は、市立新和小学校の南東2.5kmに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は駐車場です。
申請理由は、既存の駐車場が手狭であることから返却し、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号21番、新和地区、小泉委員議案説明をお願いいたします。

小泉委員

番号21番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農用地区域外です。
申請地は、市立新和小学校の南西890mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は資材置場及び駐車場です。
申請理由は、既存の資材置場及び駐車場が道路拡幅に伴い用地買収されることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号22番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。

富田委員

番号22番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農振農用地です。
申請地は、市立和土小学校の東900mに位置する農振農用地です。
転用目的は農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、麦です。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号23番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。</p>
富田委員	<p>番号23番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、市立和土小学校の東920mに位置する農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、コマツナです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号24番、川通地区、井原委員議案説明をお願いいたします。</p>
井原委員	<p>番号24番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立川通中学校の南東1.3kmに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は資材置場です。 申請理由は、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号25番、川通地区、井原委員議案説明をお願いいたします。</p>
井原委員	<p>番号25番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立川通小学校の南東1.2kmに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は資材置場及び駐車場です。 申請理由は、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号26番、柏崎地区、本田委員議案説明をお願いいたします。</p>

本田委員	<p>番号26番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、市立柏崎小学校の南東910mに位置する農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、キャベツ、ブロッコリー、ホウレンソウ等です。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号27番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。</p>
中山委員	<p>番号27番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、県立岩槻北稜高等学校の北東700mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は駐車場です。 申請理由は、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号28番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。</p>
中山委員	<p>番号28番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立慈恩寺中学校の北東390m、東590mに位置し、いずれも農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ブルーベリーです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
本田委員	<p>番号14番について伺います。当該案件は、以前にも市内で同様の目的で許可を出したと記憶しております。それと同様の事業主体者でしょうか。</p>
事務局	<p>お見込みのとおりです。</p>
小林委員	<p>番号1番について伺います。当該案件は地目が変更される場合、地目は何になるのでしょうか。</p>

事務局	境内地になるものと推測します。
西形委員	番号1番について伺います。申請地はもともと譲渡人の所有地で、譲受人が使用していたのでしょうか。
事務局	譲受人が使用していたものではありません。今回、申請者同士の話し合いで、農地の所有権移転を計画していました。その計画地の一つが、社が祀られている当該土地が含まれておりました。また、この社は農地法が制定される以前から建設されたものであることは確認済みであります。地目の整理やその他の農地の所有権移転手続きに先立ち、当該申請に至りました。
議長	ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 番号4番を除く議案第83号について、賛成の方の挙手を求めます。
各委員	— 総員賛成 —
議長	総員賛成でございます。 番号4番を除く議案第83号について、許可することに決定いたします。

議長	<p>続きまして、議案第84号、農用地利用集積計画の決定について審議いたします。</p> <p>番号1番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ネギ、ダイコンです。 申請目的は、新規就農で、通作距離は34.6kmです。 特に問題はないものと思われます。 御審議のほど、よろしく願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号2番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号2番についてご説明いたします。 賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、果樹苗木、花木苗木です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.2kmです。 特に問題はないものと思われます。 御審議のほど、よろしく願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号3番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号3番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、トマト、ナスです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4kmです。 特に問題はないものと思われます。 御審議のほど、よろしく願ひいたします。</p>

議長 ありがとうございます。
続きまして番号4番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。

西形委員 番号4番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ブルーベリーです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.1kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして番号5番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。

西形委員 番号5番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、サトイモです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4.6kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして番号6番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。

西形委員 番号6番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ジャガイモです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は11.2kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして番号7番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号7番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.8kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号8番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号8番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、花木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.1kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号9番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号9番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、花木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.2kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号10番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号10番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、花木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.7kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号11番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号11番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ブルーベリーです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.4kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号12番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号12番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ブルーベリーです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.3kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号13番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号13番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ブルーベリーです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.2kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号14番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号14番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、花木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.3kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号15番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号15番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ブルーベリーです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.3kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号16番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号16番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ブルーベリーです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.2kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号17番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号17番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ブルーベリーです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.3kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号18番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号18番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、花木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.4kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号19番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号19番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ブルーベリーです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.5kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号20番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号20番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ブルーベリーです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.6kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号21番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号21番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、花木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.6kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号22番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号22番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、花木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.6kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号23番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号23番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、花木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.6kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号24番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号24番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、花木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.5kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号25番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号25番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、花木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.6kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号26番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号26番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は20mです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号27番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。

関根委員

番号27番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.1kmです。
特に問題はないものと思われます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号28番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。

<p>関根委員</p>	<p>番号28番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は3.6kmです。 特に問題はないものと思われます。 御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして番号29番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>関根委員</p>	<p>番号29番についてご説明いたします。 賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は570mです。 特に問題はないものと思われます。 御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして番号30番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>中山委員</p>	<p>番号30番についてご説明いたします。 賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、植木です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は450mです。 特に問題はないものと思われます。 御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第84号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>

各 委 員

— 総 員 賛 成 —

議 長

総員賛成ですので、議案第84号について、原案どおり意見決定することといたします。

議長	<p>続きまして、議案第85号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。 番号1番、指扇地区、菅間委員、議案説明をお願いいたします。</p>
菅間委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、大砂土地区、長島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
長島委員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の故障により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、六辻地区、榎本委員、議案説明をお願いいたします。</p>
榎本委員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第85号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございます。 議案第85号について、認定することと決定いたします。</p>

議長	<p>続きますして、議案第86号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号2番につきますして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第86号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございますので、議案第86号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第87号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号10番の案件は、清水孝洋委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、清水孝洋委員には審議終了まで退室をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—清水孝洋委員退席—</p>
<p>議長</p>	<p>番号10番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の番号10番をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第87号番号10番の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各委員 議長</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p> <p>総員賛成でございますので、議案第87号番号10番の案件について、原案どおり証明することといたします。</p> <p>それでは、清水孝洋委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—清水孝洋委員入室—</p>
<p>議長</p>	<p>番号10番を除く番号1番から番号19番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>番号10番を除く議案第87号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各委員 議長</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p> <p>総員賛成でございますので、番号10番を除く議案第87号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議	<p>長 続きますして、議案第88号、道の駅整備事業に係る農地法の扱いについて について審議いたします。</p> <p>この案件は、長島委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、長島委員には審議終了まで退室をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 長島委員退出 —</p>
議	<p>長 今回、議案第88号については、さいたま市長より「道の駅整備事業に係る農地法の扱いについて」、意見の有無について照会があったもので、農業委員会として意見決定について審議するものです。</p> <p>本日は、食肉市場・道の駅施設整備準備室の職員が議案説明で来ておりますので、食肉市場・道の駅施設整備準備室の職員に議案説明をしていただきます。</p> <p>それでは、食肉市場・道の駅施設整備準備室職員の入室を認めますので、事務局、よろしくをお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 食肉市場・道の駅施設整備準備室職員入室 挨拶 自己紹介 —</p>
議	<p>長 それでは「道の駅整備事業に係る農地法の扱いについて」説明をお願いします。</p>
食肉市場・道の駅施設整備準備室職員	<p>議案88号道の駅整備事業に係る農地法の扱いについて説明いたします。</p> <p>道の駅は1993年日本で始まり、「道路利用者の快適な休憩」と「地域の活性化」を目的とした沿道の休憩及び交流施設として地方自治体等が設置し、国土交通省が認める登録制度となります。</p> <p>道の駅には24時間無料で利用できる駐車場と清潔で快適なトイレがあり、道路交通や気象、地域の観光情報の入手、地域ならではの食を楽しみ、様々な特色ある地場の特産品が購入できるものとなっております。運営には地域のコミュニティも参加し、独自で多様なサービスを提供し、道路利用者が立ち寄り、地域コミュニティと交流することで地域が活性化する施設です。令和5年8月で30年経過し、現在全国で1209駅存在し、埼玉県では20駅、県内で整備中であるのは桶川市、熊谷市、鴻巣市です。計画中有るのは久喜市、松伏町、越谷市、行田市です。</p> <p>今回の事業地概要ですが、見沼区宮ヶ谷塔の土地33筆で、地目は田の30,707㎡で事業地は全体では国土交通省部分を含めると約5.3haとなります。</p> <p>施設の内容ですが、国が行う駐車場、休憩施設（トイレ）、情報発信施設（駐車場：大型62台、小型247台、身障者6台）となります。また市が行う地域連携施設、防災施設がございまして、地域連携施設内は地域農家から仕入れる直売所を含む物販施設、地産地消でのレストラン、交流施設として子育て施設や多目的室等が入ることとなっております。</p> <p>市としての道の駅の必要性和地域振興施設の必要性ですが、市の基幹道路である国道16号線には多くの利用者があるものの、国道16号線沿いでは千葉県八千代市の道の駅のみとなり、大規模の休憩施設が整備されていない状況なので、安全で快適な道路交通環境の提供するため休憩施設を持った道の駅が必要と考えております。また地域振興施設の取り組みとしては、地産地消の推進、6次産業化、農産物の販路拡大のための直売所等の施設計画となり、防災機能を含めて地域での必要性があります。</p>

	<p>事業に伴い農業用排水については、事業地内での一部の用排水は廃止するものの既存東側の圃場への圧送管用水は切り回し等を計画しています。</p> <p>周辺農地への影響ですが、事業地は周辺を全て道路で囲まれており、直接事業地外農地と接してはいません。なお、事業地内には見沼代用水からの用水路がありますが、東側農地への水路（圧送管）は確保すべく、切り回しを計画しています。また、事業地外の農地所有者への説明も行っています。審議事項についてですが、市では事業地が農業振興地域内農用地であるため、農振除外申請について、本年9月に申請済みです。また、埼玉県農林部署との協議を進め公共の用に供する施設との調整をすすめています。また、県の収用事業部署も併せて調整しておりました。</p> <p>法令については、農地法5条は転用目的での所有権移転の許可に該当しますが、許可不要とする同条7号のその他農林水産省令で定める場合との判断をしております。また農地法施行規則53条第1項第5号で、その他の施設として土地収用法第3条各号に掲げる施設と判断しております。同じく土地収用法第3条32号中、国又は地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設となっており、農地法の許可は不要との判断をしております。</p> <p>なお、参考までに先行する桶川市、鴻巣市は同様に公共の用に供する施設とし、許可不要で扱っております。</p> <p>この判断につきまして、農地法を所管する農業委員会に意見をいただくものとして照会をしております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
<p>西形委員</p>	<p>当該計画によりますと既存の用排水路複数箇所撤去されますが、撤去に伴い既存の用排水路は改修されるのでしょうか。 また、残される既存の用水路は暗渠になるのか、明渠になるのかどちらになるのでしょうか。</p>
<p>食肉市場・道の駅施設整備準備室職員</p>	<p>既存の用水路は明渠となります。撤去される用水路に関しては圧送管に接続することとなっており、土地改良区とも協議をしているところです。</p>
<p>小川委員</p>	<p>当該道の駅が設置されることに伴い、近隣道路の渋滞が予想されます。これを防ぐため、計画地周辺の道路の拡幅等の計画はあるのでしょうか。</p>
<p>食肉市場・道の駅施設整備準備室職員</p>	<p>道路については警察と協議しており、現在の交差点を改良してレーン等を増やして渋滞がないようにしております。</p>

議	<p>長</p> <p>ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 無いようですので、最後に担当委員である私から一つ発言させていただきます。</p> <p>当該案件につきましては、農地法施行規則53条第1項第5号の規定に基づく施設であることから、農地転用の許可は不要であるという、さいたま市の考えについては妥当であると考え、第1地区審議会では特に意見はありませんでした。委員の皆様、ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではご退席頂いて結構です。本日は「さいたま市農業委員会月例総会」に御出席いただきましてありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">— 食肉市場・道の駅施設整備準備室職員退室 —</p>
議	<p>長</p> <p>ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 無いようですので、採決に移りたいと思います。 議案第88号について、「意見無し」として賛成の農業委員の方、挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議	<p>長</p> <p>総員賛成でございます。 議案第88号について、「意見無し」として決定いたします。 それでは長島委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 長島委員入室 —</p>

<p>議 長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和5年11月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。</p> <p>農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）でございます。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。</p> <p>2a未満農業用施設の届出でございます。</p> <p>農地改良の届出（市街化調整区域）でございます。</p> <p>買受適格証明願（市街化区域の農地転用）でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。 ないようでございますので、その他に何かございますでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、本田会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言 本田会長職務代理者</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これもちまして、令和5年12月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>